社会福祉法人わかめ福祉会定款

第一章　総則

（目的）
第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第２種社会福祉事業
（イ）保育所の経営
（ロ）放課後児童健全育成事業の経営
（ハ）一時預かり事業の経営
（ニ）幼保連携型認定こども園の経営

（名称）
第２条　この法人は、社会福祉法人わかめ福祉会という。

（経営の原則等）
第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
2　この法人は、地域社会に貢献する組織して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）
第４条　この法人の事務所を沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目１９９番地の２に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）
第５条　この法人に評議員７名以上８名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任･解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第７条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２ 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬）
第８条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　評議員会

（構成）
第９条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第11条 評議員会は、定時評議員会として、毎会計年度終了後に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２ 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3 分の2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項
３ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）
第15条 この法人には、次の役員を置く。
（１）理事 6名以上7名以内
（２）監事 2名以内
２ 理事のうち１名を理事長とする。

（役員の選任）
第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２ 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２ 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
３ 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２ 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第19条 理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）
第22条 この法人に、職員を置く。
２ この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

（構成）
第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長の選定及び解職

（招集）
第25条 理事会は、理事長が招集する。
２ 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２ 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。
２ 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目 199 番地２、204 番地４、204 番地５及び 204 番地の６所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建わかめこども園園舎 １棟（793.94 平方メートル）
（２）沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目 205 番地所在の鉄筋コンクリートブロック造陸屋根２階建わかめこども園園舎 １棟（120.80 平方メートル）
（３）沖縄県那覇市宇栄原３丁目 1208 番地３所在の鉄筋コンクリート造コンクリート・陸屋根４階建かぐらこども園園舎 １棟（1,435.14 平方メートル）
（４）沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目 325 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付平家建わかめ児童クラブ園舎 １棟(276.1 平方メートル)
（５）那覇市宇栄原３丁目 1190 番地、1207 番地１所在の鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付４階建 第２かぐらこども園園舎 １棟(972.87 平方メートル)
（６）沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目 325 番地 宅地(322.98 平方メートル)
（７）沖縄県那覇市宇栄原３丁目 1190 番地 宅地(399.31 平方メートル)
（８）沖縄県那覇市宇栄原３丁目 1207 番地１ 宅地(187.79 平方メートル)
（９）沖縄県那覇市松川二丁目 280 番地９ 所在の鉄骨造陸屋根４階建 みずきこども園園舎１棟(1104.38 平方メートル)
（１０）糸満市字大度内間原 84 番 宅地（1,797 平方メートル）
（１１）糸満市字大度内間原 85 番１ 宅地（1,295.52 平方メートル）
（１２）糸満市字大度 84 番地、85 番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建 米須こども園園舎１棟（845.82 平方メートル）
（１３）浦添市内間四丁目 442 番 52 宅地（330.58 平方メートル）
（１４）那覇市首里石嶺町三丁目 198 番３ 宅地（517.07 平方メートル）
（１５）浦添市内間四丁目 442 番地５、442 番地４、442 番地 52、443 番地 17 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根４階建 すず風こども園園舎 １棟（1,120.85 平方メートル）
（１６）浦添市仲西三丁目 290 番１ 宅地（220.10 平方メートルの内持分７分の２）
（１７）浦添市仲西三丁目 290 番４ 宅地（34.69 平方メートル）
（１８）浦添市仲西三丁目 290 番５ 宅地（117.74 平方メートル）
（１９）浦添市仲西三丁目 290 番６ 宅地（108.56 平方メートル）
（２０）うるま市字宮里 708 番地、733 番地、707 番地、709 番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建 中原こども園園舎 １棟（1,348.9 平方メートル）
（２１）うるま市字喜屋武 384 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建 兼原こども園園舎１棟（894.43 平方メートル）
（２２）うるま市字江洲渡地原 541 番 18 宅地（350.42 平方メートル）
（２３）那覇市字宇栄原８６１番地１、８６８番地１、８６８番地３、８６１番地１先、８６８番地１先、８６０番地、８５８番地２、那覇市字小禄１０８３番地４所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平屋建 宇栄原こども園園舎 １棟（910.03 平方メートル）
（２４）うるま市字高江洲１７番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建 高江洲こども園園舎１棟（1,302.06 平方メートル）
（２５）那覇市松川二丁目 280 番 14 宅地（408.97 平方メートル）
（２６）うるま市字喜屋武上平良川原 355 番 宅地（442.82 平方メートル）
（２７）那覇市字栄原１丁目１２８２番地４、１２８２番地、１２９３番地所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根かわら重ねぶき２階建 さつきこども園園舎 １棟
（２８）中頭郡西原町字小橋川１２５番地、１２６番地１及び中頭郡西原町字内間１５４番地、１５４番地、１５４番地２、１５４番地５所在の鉄筋コンクリート造石板ぶき平家建 西原東こども園園舎１棟（555.05 平方メートル）
（２９）那覇市松川二丁目２８７番５ 宅地（155.36 平方メートル）

３ その他財産は、基本財産以外の財産とする。
４ 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）
第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、沖縄県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄県知事の承認は必要としない。
(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２ 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２ 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２ 前項の承認を受けた書類のうち、第1 号、第3 号、第4 号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３ 第1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第33条 この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会

において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章 解散

（解散）
第36条 この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第８章 定款の変更

（定款の変更）
第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２ 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

第９章 公告の方法その他

（公告の方法）
第39条 この法人の公告は、社会福祉法人わかめ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則
この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　饒平名孝子
理　事　饒平名勇吉
〃　新城邦男
〃　黒島晴代
〃　上原武次
〃　吉川千恵子
監　事　松川寛和
〃　豊原利夫

附　則
この定款は、昭和５１年１１月１８日から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成６年１０月５日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成９年１２月２２日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成１２年６月２日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成１４年１１月２６日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成１５年７月１８日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成１５年１２月２６日）から施行する。
附　則
この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成１７年７月１１日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成１７年１２月２８日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成１８年５月１６日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成２０年９月４日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成２1 年 6 月 25 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、那覇市長の認可の日（平成 25 年 5 月 29 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、那覇市長の認可の日（平成 26 年 5 月 30 日）から施行する。
2　平成 26 年 4 月 17 日付定款変更に係る評議員会の設置に伴い選任される評議員の任期は、定款第 17 条の規定かかわらず、平成 26 年 10 月 31 日までとする。

附　則
この定款の改正は、わかめ福祉会理事会の承認の日（平成 27 年 10 月 24 日）から施行する。

附　則
１　この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
２　第５条で定める評議員の人数は、平成29年4月１日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

附　則
この定款の改正は、那覇市長の認可の日（平成 30 年 1 月 15 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、那覇市長の認可の日（平成 30 年 8 月 20 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（令和元年 5 月 15 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、評議員会の承認の日（令和元年 6 月 22 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、評議員会の承認の日（令和 2 年 6 月 27 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事認可の日（令和 4 年 1 月 31 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、評議員会の承認の日（令和 4 年 6 月 25 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、評議員会の承認の日（令和 5 年 1 月 14 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、沖縄県知事認可の日（令和 5 年 9 月 26 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、評議員会の承認の日（令和 6 年 1 月 9 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、評議員会の承認の日（令和 6 年 12 月 21 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、評議員会の承認の日（令和 7 年 6 月 28 日）から施行する。

附　則
この定款の改正は、評議員会の承認の日（令和 7 年 3 月 29 日）から施行する。
（令和 8 年 3 月 17 日付沖縄県に定款変更認可届出済み）